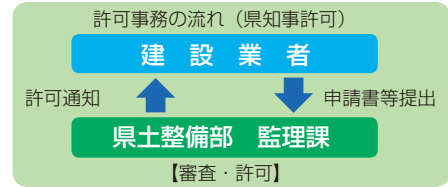


監 理 課

1 建設業許可制度

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負う場合を除いて、建設業法の規定に基づき、土木、建築などの建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するため、建設業の許可、建設業法に基づく指導、監督を行っています。



■許可事業者数 (令和8年3月31日現在) 知事許可…本県のみに営業所を設けているもの。

知事許可	大臣許可
5,614	82

大臣許可…営業所を2以上の都道府県に設けているもの。

※許可には種別ごとに一般建設業の許可と特定建設業の許可があります。特定建設業とは、建設工事の発注者から直接請け負った1件の建設工事について、その総額が一定額以上の下請契約を締結し、施工するための許可で、それ以外のものを一般建設業といいます。

2 入札・契約制度

■滋賀県において実施している入札制度

(令和8年4月1日現在)

区分	発注金額	入札方式	
工事	30億2千万円以上	WTO一般競争入札	
	30億2千万円未満 2億円以上	総合評価 総合評価 (特別簡易型) 価格競争	制限付一般競争入札 簡易型一般競争入札 事後審査型一般競争入札
	2億円未満	総合評価 (特別簡易型) 価格競争	簡易型一般競争入札 事後審査型一般競争入札
委託	3億円以上	公募型競争入札	
	3億円未満	総合評価 価格競争	制限付一般競争入札 簡易型一般競争入札 事後審査型一般競争入札

■建設工事等入札参加業者数の推移

年度	建設工事		コンサルタント		土木施設維持管理		計
	県内	県外	県内	県外	県内	県外	
R8	1,616	866	178	663	543	38	3,904
R7	1,583	815	182	629	520	38	3,767
R6	1,529	833	175	654	478	42	3,711

■入札監視委員会

入札・契約手続きの適正な執行を図り、その透明性、客観性、競争性を確保するため、公正かつ独立した第三者機関として「入札監視委員会」を設置し、年3回開催しています。

■建設工事等入札関連手続の電子化

建設工事等の競争入札参加資格申請については、令和4年度から競争入札参加資格申請受付システムでの申請受付を行っています。また同時に県および県内全市町と同システムの共同利用を行っており、受発注者双方の業務の省力化やシステム運用経費の抑制に努めています。